こどもまんなか
こども家庭庁

第16回子ども・子育て支援等分科会 令和８年10月26日（月）	資料３

保育所等における虐待防止の強化について

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等における虐待防止の強化について

現状

○　保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、**保育所等（※）の職員による虐待について、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下「改正法」という。）により、以下の仕組みを創設。**【令和７年10月１日施行】

・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
・都道府県による虐待の状況等の公表
・国による調査研究　　等

（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業が通報義務等の対象

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

○　改正法を踏まえ、**「保育所や幼稚園等における虐待防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和７年８月こども家庭庁・文部科学省。以下「虐待防止等ガイドライン」という。）**を公表（令和５年５月初版から改訂）し、所要の見直しを行うとともに、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理し、**虐待の判断に関する内容を拡充**した。

○　加えて、令和８年度からは、保育所等における虐待を未然に防止するとともに、虐待対応にかかる自治体の体制を強化するため、**保育所等虐待防止対策支援事業**を創設し、

（１）専門人材の活用（都道府県や市町村における虐待対応において、専門的知見に基づき自治体の判断をサポートする専門人材や、こどもの心のケアを行う専門人材の派遣）

（２）虐待対応実務者会議の設置（都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の連携強化のため、実務者等で構成される会議（虐待対応実務者会議）の設置）

（３）自治体職員等への対応力強化研修（都道府県職員や市町村職員等を対象とした研修）

（４）保育士等への研修等（保育士等に対する虐待の未然防止や、施設長など保育所等内において指導的立場にある者等を対象とした、職員のストレス及びハラスメント対策やこどもの人権擁護の視点に立った保育の実践方法の修得等に関する研修）

の実施を支援している。【詳細はｐ４を参照】

○　また、令和８年12月25日から、各事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けるこども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号））が施行予定。

「保育所や幼稚園等における虐待対応状況等調査」（令和７年10月～３月分）　結果概要（令和８年10月２日時点）

○　全国の自治体に対して、調査対象期間（令和７年10月1日～令和８年３月31日）における虐待※１の発生状況等を調査したところ、当該期間に保育所等※２に関して虐待が疑われる事案として通報があった件数は1,059件、そのうち、自治体が虐待該当と判断した件数は85件、虐待を受けたこどもの総数は175人であった。

（※１）身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待

（※２）対象施設等は、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、放課後児童健全育成事業、児童館、児童育成支援拠点事業、子育て短期支援

調査結果（抜粋）

○　虐待案件の状況について

調査対象期間（令和７年10月1日～令和８年３月31日）中に、都道府県や市区町村で受け付けた、保育所や幼稚園等における虐待に関する通報件数は1,059件であり、虐待該当と判断された件数は85件であった。

	通報件数※１	要対応件数※２				
			虐待該当	非該当	判断不可	調査継続中
件数	1,059	889	85	537	85	182
割合	-	100％	9.6％	60.4％	9.6％	20.5％

※１　監査等で所管行政庁が自ら虐待等の疑いを把握したものを含む。

※２　通報を受け付けた事案のうち、事実確認を実施した件数（虐待の判断に必要な情報収集が困難であり、その判断に至らなかった事案等を含む。）を計上する。

○　こどもの状況

保育所や幼稚園等施設等における虐待該当と判断された85件の事例について、こどもの性別、年齢、就学等の状況は以下のとおりである。なお、85件の事例に対しこどもが複数の場合があるため、こどもの総数は175人であった。

	０歳児クラス	１歳児クラス	２歳児クラス	３歳児クラス	４歳児クラス	５歳児クラス	異年齢構成	小学生	中学生以上	不明	その他	合計
件数	15	36	26	8	12	22	15	31	0	10	0	175
割合	8.6%	20.6%	14.9%	4.6%	6.9%	12.6%	8.6%	17.7%	0.0%	5.7%	0.0%	100.0%

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等における虐待防止の強化について

今後の方向性

○　虐待対応状況等調査の結果やこども性暴力防止法の施行等の動向を踏まえ、今後、虐待の発生や再発の防止の取組に関する制度的な対応の在り方（※）について検討する必要。

（※）

○　虐待防止等ガイドラインにおいては、虐待防止や再発防止のための措置の例として、

・　**保育現場で実際に保育に従事する保育士・保育教諭等に対して、こどもの人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等についての研修等が有効と考えられること**や、法人における、こどもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた**「検証・改善委員会」の設置**等の対応

を挙げている。

○　令和８年度の調査研究において、**保育所等の職員向けの研修資材を作成**し、令和８年度中を目途に公表予定である。

○　また、障害福祉・介護分野においては、虐待防止の取組を強化する観点から、各運営基準において虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待の防止等のための責任者の設置等が義務化されている。

○　こうした対応を踏まえて、虐待の発生や再発の防止の取組に関する制度的な対応の在り方を検討していく必要がある。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等における虐待防止の強化について

参考

○　障害分野においては、障害者虐待防止の観点から、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、研修の実施、担当者の設置を義務としている。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第41条の２等。令和３年４月１日施行、経過措置期間は１年。）　当該省令に関する通知は以下のとおり。

■　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）　抄

(31) 虐待の防止（基準第40条の２）

① 同条第１号の**虐待防止委員会**の役割は、

・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）

・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）

・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

の３つがある。

[中略]

具体的には、次のような対応を想定している。

ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。

イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。

ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。

オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。

カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。　キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

② 指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。

ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方　イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項　ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針　オ 虐待発生時の対応に関する基本方針　カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

③ 同条第２号の従業者に対する**虐待防止のための研修**の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

④ 同条第３号の**虐待防止のための担当者**については、サービス提供責任者等を配置すること。

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等虐待防止対策支援事業

参　考

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　1.7億円（1.7億円）

事業の目的

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることを踏まえ、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下「改正法」という。）において、新たに保育所等における虐待に係る通報義務等の仕組みを創設した。
- 本事業は、改正法を踏まえ、保育所等における虐待を未然に防止するとともに、虐待対応に係る自治体の体制を強化することを目的とする。

事業の概要

（１）専門人材の活用

都道府県や市町村における虐待対応において、専門的知見に基づき自治体の判断をサポートする専門人材や、こどもの心のケアを行う専門人材、保育所等における虐待防止に係る指導等を行う専門人材、関係機関へのつなぎ支援等を行うための専門人材の派遣を支援する。

（２）虐待対応実務者会議の設置

都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議（虐待対応実務者会議）を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析、虐待等の判断や指導等の対応方針の検討、連絡・対応体制の構築等の連携強化の取組を支援する。

（３）自治体職員等の対応力強化研修

都道府県職員や市町村職員等を対象とした、効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修の実施を支援する。

（４）保育士等への研修等

保育士等に対する虐待の未然防止に関する研修や、施設長など保育所等内において指導的立場にある者等を対象とした、職員のストレス及びハラスメント対策やこどもの人権擁護の視点に立った保育の実践方法の修得等に関する研修の実施を支援する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市　　【補助率】国１／２、都道府県等１／２